



長野県報

3月2日(月)
令和8年
(2026年)
第688号

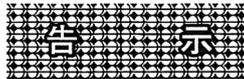
目次

告示

都市計画事業の事業計画の変更認可(水道・生活排水課).....	1
公共測量の実施(2件)(建設政策課).....	1
公共測量の終了(2件)(建設政策課).....	2
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課).....	3
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課).....	3
漁業法に基づく水産動植物の繁殖保護を図るための指示(内水面漁場管理委員会).....	3

公告

都市計画の図書の写しの送付及び縦覧(水道・生活排水課).....	4
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出及び届出書の縦覧(2件)(産業立地・IT振興課).....	4
漁業法に基づく遊漁規則の変更の認可(園芸畜産課).....	6
特定調達契約に係る落札者の決定(2件)(建設政策課技術管理室).....	7
都市計画の図書の写しの送付及び縦覧(5件)(都市・まちづくり課).....	8
長野県景観条例に基づく景観育成住民協定の認定(都市・まちづくり課).....	9
開発行為に関する工事の完了(都市・まちづくり課).....	9



長野県告示第77号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

令和8年3月2日

長野県知事 阿部 守一

- 施行者の名称
松本市
- 都市計画事業の種類及び名称
松本都市計画下水道事業 松本市公共下水道
- 事業施行期間
昭和25年11月16日から
令和11年3月31日まで
※波田処理区の工事完成予定年月日を令和8年3月31日から延伸する。
- 事業地
変更なし

水道・生活排水課

長野県告示第78号

中部地方整備局多治見砂防国道事務所長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和8年3月2日

長野県知事 阿部 守一

- 作業種類
公共測量 航空レーザー測量 (地図情報レベル 1000)
- 作業期間
令和8年2月24日から令和8年4月28日まで
- 作業地域
木曽郡上松町、木曽郡南木曽町

建設政策課

長野県告示第79号

長野県佐久地域振興局長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和8年3月2日

長野県知事 阿部守一

- 作業種類
公共測量 農道測量
- 作業期間
令和8年2月19日から令和8年7月31日まで
- 作業地域
南佐久郡小海町

建設政策課

長野県告示第80号

長野県上伊那地域振興局長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和8年3月2日

長野県知事 阿部守一

- 作業種類
公共測量 基準点測量、路線測量
- 作業期間
令和7年8月7日から令和8年1月6日まで
- 作業地域
駒ヶ根市

建設政策課

長野県告示第81号

長野県上伊那地域振興局長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和8年3月2日

長野県知事 阿部守一

- 作業種類
公共測量 基準点測量、路線測量
- 作業期間
令和7年8月7日から令和8年1月9日まで
- 作業地域
駒ヶ根市

建設政策課

長野県告示第82号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

その関係図面は、長野県建設部砂防課並びに長野県北信建設事務所及び飯山市役所に備え置きます。

令和8年3月2日

長野県知事 阿部 守一

区域名	区域の範囲	市町村名	大字又は町名	字	緯度及び経度
藤沢	長野県飯山市大字照岡の区域内の土地のうち、次の1点から4点までを順次結んだ線及び1点と4点を結んだ線に囲まれた土地の区域	飯山市	照岡		1点 北緯 36度58分46秒2015 東経 138度28分06秒7589
					2点 北緯 36度58分49秒9484 東経 138度28分04秒5275
					3点 北緯 36度58分50秒4865 東経 138度28分06秒5027
					4点 北緯 36度58分47秒3946 東経 138度28分09秒1435

砂防課

長野県飯田建設事務所告示第7号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和8年3月19日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和8年3月2日

長野県飯田建設事務所長 折井 克壽

- 道路の種類 一般国道
- 路線名 418号
- 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
飯田市南信濃南和田594番の3地先から 飯田市南信濃南和田287番の4地先まで	旧	m 7.1 ~ 22.6	km 0.5533
同 上	新	7.5 ~ 22.6	0.5533

道路管理課

長野県内水面漁場管理委員会指示第33号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定により、水産動植物の繁殖保護を図るため、次のとおり指示しました。

令和8年3月2日

長野県内水面漁場管理委員会会長 平林 公男

- 指示内容
コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、県内の公共水面及びこれと連接一体を成す水面（以下「公共水面等」という。）において、こいを採捕した者は、内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、公共水面等から生きたままこいを持ち出してはならない。
- 指示の期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

長野県内水面漁場管理委員会